

寒河江市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

第1 趣 旨

この要綱は、寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外のものを行う教育関係事業について、共催、後援、協賛又は推せん（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共 催

事業の企画又は運営に参画し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。

(2) 後 援

事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助することをいう。

(3) 協 賛

事業の趣旨に対して賛意を表するものをいう。

(4) 推せん

映画、出版物等の作品について、教育的又は文化的価値を認め推せんすることをいう。

第3 承認の基準

事業の主催者から当該事業の後援等の申請があったときは、次に掲げる基準により審査して承認の適否を決定するものとする。

1 主催者についての基準

次の各号の一に該当する主催者とする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、放送局等の報道機関
- (5) その他教育委員会が適当と認める団体

2 事業内容についての基準

次の各号に該当する事業内容とする。

- (1) 事業の目的及び内容が明らかに教育、学術、文化及びスポーツの普及向

上に寄与するもので、公益性のあるものであること。ただし、特定の宗教又は政党のための活動であると認められるものは除く。

- (2) 事業規模が原則として市全般にわたるものであること。
- (3) 教育委員会の教育行政の運営に関する方針に反しないものであること。
- (4) 営利を主たる目的としないものであること。

3 その他必要な基準

次の各号に該当するものであること。

- (1) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると認められるものであること。
- (2) 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
- (3) 開催、開設にあたって公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (4) 入場料、出品料、参加料等主催者が経費を徴収するものについては、事業内容及び規模等からみて適当と認められるものであること。

第4 後援等の事務処理

1 承認申請

後援等の名義使用の承認を受けようとする者は、次の各号に記載した申請書を当該事業の開始前30日まで教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時（期間）及び場所
- (4) 参加対象及び参加見込数
- (5) 他の共催者及び後援者（予定者を含む。）
- (6) 事業の運営に要する経費の負担方法（収支予算書を添付すること。）
- (7) 入場料、参加料等の徴収費用
- (8) 災害発生に対する措置の状況
- (9) その他参考事項

2 事務処理

- (1) 承認に関する事務の主務課は、当該事業に係る事務を分掌している課（2課以上に関係のある場合は、関係の深い課）とする。
- (2) 主務課長は、第3後援等の承認基準に基づいて申請内容を審査し、教育長の決裁を受け、申請者に承認の諾否を通知するものとする。
- (3) 承認通知には、次の条件及び必要に応じその他条件を付するものとする。
 - ア 当初の計画に変更があった場合は、ただちに届け出ること。

イ 事業を行うに当たっては、特に定める場合を除き原則として市費による経費負担は行わない。

3 報 告

後援等の承認を行った事業について、必要があると認めるときは、実施報告書の提出を求めることがある。

4 審査会

第2項第2号の規定にかかわらず、承認申請に係る事業が異例又は新例に属する場合（疑義がある場合を含む。）は寒河江市教育委員会後援等承認審査会（以下「審査会」という。）において、承認の適否を審査し決定するものとする。

審査について必要な事項は別に定める。

5 承認の取消し

次の各号の一に該当する場合は、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認の基準に該当しなくなった場合。
- (2) 承認にあたって付した条件に違反した場合。
- (3) その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じた場合。